

税制改正により青色申告特別控除の  
見直しが行われました

令和2年分の  
所得税確定申告から

# 青色申告特別控除額 が変わります！！

e-Taxで申告  
しないと10万  
円も損をして  
しまいます！

以下の通り令和2年分より変更となります

**改正1** 個人の方の所得税について  
**青色申告特別控除額**が変わります！  
現行 65万円⇒ 改正後 **55万円**

↓  
更に

**改正2** 「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の  
適用要件に加えて  
**e-Taxによる申告(電子申告)**を行うと引  
続き65万円の青色申告特別控除が受けられ  
ます

e-Taxによる申告(電子申告)とは・・・

- ☞ e-Taxとは、確定申告書等の提出をインターネットを利用して  
電子的に手続きが行えるシステムです
- ☞ 令和2年分から65万円の青色申告特別控除を受けるためには、  
e-Taxで確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出(送信)  
する必要があります